新	旧	備考
		Vm · J
貿易一般保険約款	貿易一般保険約款	
平成13年4月1日 01-制度-00001	平成13年4月1日 01-制度-00001	
沿革 平成27年11月16日 一部改正	沿革 <u>平成26年9月24日</u> 一部改正	
第1章~第2章 (略)	第1章~第2章 (略)	
第3章 損失額及びてん補責任額	第3章 損失額及びてん補責任額	
第5条~第7条 (略)	第5条~第7条 (略)	
(免責)	(免責)	
第8条 日本貿易保険は、第21条第4項に規定するもののほか、次	第8条 日本貿易保険は、第21条第3項に規定するもののほか、次	
の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。	の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。	
一 被保険者等の故意又は重大な過失により生じた損失	一 被保険者等の故意又は重大な過失により生じた損失	
二 貨物の滅失、き損、だ捕、その他貨物について生じた損失(共	二 貨物の滅失、き損、だ捕、その他貨物について生じた損失(共	
同海損、救助料その他海上保険によって通常てん補される損失	同海損、救助料その他海上保険によって通常てん補される損失	
を含む。)	を含む。)	
三 輸出契約等に関して保険契約者又は被保険者による法令(外	三 輸出契約等に関して保険契約者又は被保険者による法令(外	
国の法令を含む。)違反があった場合において生じた損失	国の法令を含む。)違反があった場合において生じた損失	
四 第11条第1項各号に規定する保険責任の開始日前に発生し	四 第11条第1項各号に規定する保険責任の開始日前に発生し	
た第4条各号のいずれかに該当する事由によって生じた損失	た第4条各号のいずれかに該当する事由によって生じた損失	
五 保険申込時の申告内容に事実との相違がある場合又は不正		
確な申告があることにより、日本貿易保険が別に定める基準を		
満たさない輸出契約等について、貿易保険に係る保険契約締結		
の内諾について(平成13年4月1日 01 - 制度 - 00060)に規		
定する日本貿易保険の内諾を得ずに保険契約が締結された場合になる。		
合において生じた損失(ただし、日本貿易保険が手続細則で定		
める保険契約の訂正を承認した場合は、当該承認日以後に発生した第4条を見のいずれるに該当せて東中による提供な際		
した第4条各号のいずれかに該当する事由による損失を除 く。)		
(保険金不払、保険金返還)	(保险会工社、保险会等等)	
	(保険金不払、保険金返還)	
第9条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、 保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若	第9条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、	
体 映 並 の 主 前 石 し く は 一 前 と 又 払 り 人 は ヨ 該 休 快 金 の 全 前 右	保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若	

L.a.	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	保険約款•新旧刈煦衣
新	la l	備考
しくは一部を返還させることができる。	しくは一部を返還させることができる。	
一 被保険者等の過失(重大な過失を除く。)により損失が生じ	一 被保険者等の過失(重大な過失を除く。)により損失が生じ	
たとき	たとき	
二 被保険者等が故意又は過失により、事実を告げなかったとき	二 被保険者等が故意又は過失により、事実を告げなかったとき	
又は真実でないことを告げたとき	又は真実でないことを告げたとき	
三 輸出契約等が無効であったとき	三 輸出契約等が無効であったとき	
四 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき	四 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき	
五 被保険者等が、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日		
から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関		
係企業その他の反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力若し		
くはこれと密接な関係にある者(以下「反社会的勢力等」とい		
う。)による経営の支配若しくは実質的関与、反社会的勢力等		
に対する資金等の提供若しくは便宜の供与、その他反社会的勢		
力等と社会的に非難されるべき関係にあると認められるとき		
(保険契約の解除)	(保険契約の解除)	
第10条 日本貿易保険は、第21条第2項、第22条第4項及び第6項	第10条 日本貿易保険は、第21条第2項、第22条第4項及び第6項	
並びに第23条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれか	並びに第23条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれか	
に該当するときは、保険契約を解除することができる。	に該当するときは、保険契約を解除することができる。	
一 保険契約者又は被保険者が、輸出契約等に関して不正競争防	一 保険契約者又は被保険者が、輸出契約等に関して不正競争防	
止法(平成5年法律第47号)の贈賄に関する規定に違反したと	止法(平成5年法律第47号)の贈賄に関する規定に違反したと	
き	き	
二 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン(平成	二 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン(平成	
13年4月1日 01 - 制度 - 00061。以下「環境ガイドライン」	13年4月1日 01‐制度‐00061。以下「環境ガイドライン」	
という。)に基づき、保険契約者又は被保険者が日本貿易保険	という。)に基づき、保険契約者又は被保険者が日本貿易保険	
に提出したスクリーニングフォーム (環境ガイドラインで定め	に提出したスクリーニングフォーム (環境ガイドラインで定め	
るスクリーニングフォームをいう。)の内容の全部又は一部が、	るスクリーニングフォームをいう。)の内容の全部又は一部が、	
保険契約者又は被保険者の故意又は過失により事実に反して	保険契約者又は被保険者の故意又は過失により事実に反して	
いるか、又は記載すべき事項を記載していないため環境ガイド	いるか、又は記載すべき事項を記載していないため環境ガイド	
ラインに定めるカテゴリA又はBに分類されるべき当該プロ	ラインに定めるカテゴリA又はBに分類されるべき当該プロ	
ジェクトがカテゴリCに分類されたとき	ジェクトがカテゴリCに分類されたとき	
三 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき	三 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき	
四 被保険者等が、反社会的勢力等による経営の支配若しくは実		

新	旧	備考
質的関与、反社会的勢力等に対する資金等の提供若しくは便宜		
の供与、その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係		
<u>にあると認められるとき</u>		
$2 \sim 3$ (略)	2~3 (略)	
第11条 (略)	第11条 (略)	
第4章~第6章 (略)	第4章~第6章 (略)	
第7章 債権の回収	第7章 債権の回収	
(保険代位)	(保険代位)	
第32条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、法第25条の規	第32条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、法第25条の規	
定に基づき、保険契約者又は被保険者が回収に係る権利行使等の	定に基づき、保険契約者又は被保険者が回収に係る権利行使等の	
相手方に対して有する未回収額及び決済期限の翌日から発生す	相手方に対して有する未回収額及び決済期限の翌日から発生す	
る延滞利息(保険金請求日までに回収した元本について生じた延	る延滞利息(保険金請求日までに回収した元本について生じた延	
滞利息を除く。)に係る権利を、以下の割合で取得する(以下、	滞利息を除く。)に係る権利を、以下の割合で取得する(以下、	
当該権利につき本条に基づいて日本貿易保険が取得する割合を	当該権利につき本条に基づいて日本貿易保険が取得する割合を	
「代位比率」といい、当該権利のうち、代位比率に基づき日本貿	「代位比率」といい、当該権利のうち、代位比率に基づき日本貿	
易保険が取得する権利を「代位債権」という。)。	易保険が取得する権利を「代位債権」という。)。	
一 第3条第1号のてん補危険による損失の場合	一 第3条第1号のてん補危険による損失の場合	
(支払保険金額-第6条第1号において控除される費用の額 ×第7条第2項第1号イ又は口に定める割合)/(第5条の損	(支払保険金額-第6条第1号において控除される費用の額 × 第7条第2項第1号イ又は口に定める割合)/(第5条の損	
大朝 (宋第 2 頃 第 1 亏 7 又は口に足める司信) / (第 3 宋 の 損 失額 - 第 6 条第 1 号において控除される費用の額 + 第 6 条第	★第7条第2項第1号/又は中に足める割合)/(第3条の損 失額-第6条第1号において控除される費用の額+第6条第 	
大領一弟の朱弟1万において怪跡される賃用の領土弟の朱弟 5号の額)	大領一弟の未免1万において控除される賃用の領土弟の未免し 5号の額)	
二 第3条第2号又は第4号のてん補危険による損失の場合	二 第3条第2号又は第4号のてん補危険による損失の場合	
(支払保険金額-第6条第1号において控除される費用の額×	(支払保険金額-第6条第1号において控除される費用の額×	
この証券記載の付保率)/(第5条の損失額-第6条第1号に	この証券記載の付保率)/(第5条の損失額-第6条第1号に	
おいて控除される費用の額)	おいて控除される費用の額)	
三第3条第3号のてん補危険による損失の場合	三第3条第3号のてん補危険による損失の場合	
(支払保険金額) / (第5条の損失額)	(支払保険金額 <u>×第7条第2項第3号に定める割合</u>) / (第5条の	
	損失額)	
第33条 (略)	第33条 (略)	
(回収に関する義務)	(回収に関する義務)	
第34条 被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して、前条第5	第34条 被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して、前条第5	

新	旧	備考
項に基づき、次の各号のいずれか全部又は一部を指示した場合、	項に基づき、次の各号のいずれか全部又は一部を指示した場合、	
当該指示に従わなければならない。	当該指示に従わなければならない。	
一 ~ 二 (略)	一 ~ 二 (略)	
三 日本貿易保険が被保険者の名義で代位債権等を回収するた	三 日本貿易保険が被保険者の名義で代位債権等を回収するた	
めに必要な協力(日本貿易保険から委任を受けた第三者が行う	めに必要な協力(日本貿易保険から委任を受けた第三者が行う	
回収に必要な書類を提出すること及び日本貿易保険の保険代	回収に必要な書類を提出すること及び日本貿易保険の保険代	
位を輸出契約等の相手方の住所地法において当該相手方その	位を輸出契約等の相手方の住所地法において当該相手方その	
他の第三者に対抗するために必要な手続を行うことを含む。)	他の第三者に対抗するために必要な <u>手続き</u> を行うことを含	
	す。)	
四(略)	四 (略)	
$2 \sim 4$ (略)	$2 \sim 4$ (略)	
第35条 ~ 第39条 (略)	第35条 ~ 第39条 (略)	
第8章 (略)	第8章 (略)	
<u>附 則</u>		
この改正は、平成27年11月30日から実施する。		